

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和3年9月15日

水曜日

第4836号

目次

告示

○新規土地改良事業施行の認可	1
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	2

公告

○公共測量の実施	3
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	

正誤

○令和2年10月16日付け第4701号富山県告示第443号	5
-------------------------------	---

告示

富山県告示第390号

新規土地改良事業施行の認可について

福野町土地改良区から申請のあった梅ヶ島地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和3年8月23日認可した。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第391号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山魚津線	富山市横越字高来1691番 1地先から 富山市水橋辻ケ堂1631番 地先まで	変更前	A	最大 33.1 最小 7.7	757.0	富山土木 センター
	富山市横越字高来1691番 1地先から 富山市水橋辻ケ堂1631番 地先まで	変更後	A	最大 33.1 最小 7.7	757.0	
	富山市横越字高来1691番 1地先から 富山市水橋辻ケ堂1631番 地先まで		B	最大 47.0 最小 8.4	757.0	

富山県告示第392号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 万尾脇方線	氷見市白川 392番1から 氷見市白川 356番まで	令和3年9月15日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
用地幅杭設置測量（路線測量）
- 2 作業期間
令和3年8月18日から令和3年10月31日まで
- 3 作業地域
富山県中新川郡立山町芦畷寺

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年8月26日から令和3年11月30日まで
- 3 作業地域
富山県 富山市 本宮 地内他

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて認定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

認定年月日	認定番号	対象区域	対象区域等の縦覧場所
令和3年 8月27日	砺土セ 第240号	砺波市宮丸161番7、162 番1及び2021番2の一部	富山県砺波土木センター

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年9月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アークプラザ富山中川原店 富山市中川原字川原田割336 ほか115筆

2 店舗を設置する者 アークランドサカモト株式会社**3 変更事項****(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名**

（変更前）代表取締役社長 坂本 雅俊

（変更後）代表取締役 坂本 晴彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）アークランドサカモト株式会社 新潟県三条市上須頃 445番地 代表
取締役 坂本 雅俊

株式会社ジャックコーポレーション 大阪府大阪市中央区備後町3丁

目1番8号 代表取締役社長 金子 崇史

(変更後) アークランドサカモト株式会社 新潟県三条市上須頃 445番地 代表
取締役 坂本 晴彦

- 4 変更の日 (1) 令和3年5月17日
(2) 令和3年5月17日、令和3年6月21日
- 5 変更の理由 (1) 設置者の代表者交代のため
(2) 小売業を行う者の代表者交代のため、テナントの退店のため
- 6 届出の日 令和3年8月25日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和3年9月15日から令和4年1月17日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

令和2年10月16日付け第4701号富山県告示第 443号「道路の区域変更について」

表中

誤

氷見市谷屋上ノ江2617番
2から
氷見市泉字卯ノ角 857番
1地先まで

正

氷見市谷屋字上ノ江2617
番2から
氷見市泉字卯ノ角 857番
1地先まで